

## 滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

## 1 改正の理由

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）による地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部改正等に伴い、地方公務員の育児休業制度について国家公務員に準じた改正が行われたこと等から、滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部を改正しようとするものです。

## 2 改正の概要

- (1) 非常勤職員がその子が2歳に達する日まで育児休業をすることができる場合は、当該非常勤職員がその子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合等であって、かつ、人事委員会規則で定める場合に該当するときとします。（第2条および第2条の4関係）
- (2) 職員が再度の育児休業、育児休業の期間の再度の延長または育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる場合の特別の事情として、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加することとします。（第3条、第4条および第11条関係）
- (3) その他
  - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
  - イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

# 滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

総務部人事課

「地方公務員の育児休業等に関する法律」および「人事院規則」の改正に伴い、非常勤職員を含む一般職員の育児休業等について定めた「滋賀県職員の育児休業等に関する条例」の一部を改正するものです。

## 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う条例改正（非常勤職員関係）

「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正（H29.10.1 施行）に伴い、非常勤職員が育児休業をすることができる期間について、「条例で定める場合」に該当するときは、現行の1歳6か月から2歳まで延長できることとされたことから、「条例で定める場合」について、以下のとおりとします。

法令名	区分	現行	追加
		(今回改正)	
地方公務員の育児休業等に関する法律		 子 0歳 1歳 1歳6か月	 子 0歳 1歳 1歳6か月 2歳
滋賀県職員の育児休業等に関する条例	第2条 条例で定める場合に該当するときは、1歳6か月に達する日まで育児休業が可能（該当しない場合は1歳まで）	第2条 条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日まで育児休業が可能	第2条の4(新設) ①非常勤職員または配偶者が子の1歳到達日において育児休業をしている場合 かつ ②人事委員会規則で定める場合
滋賀県人事委員会規則 (職員の育児休業等に関する規則)	第2条の3 保育所等に入所できない場合、配偶者が負傷・疾病等により子の養育が困難になった場合 など	(条例改正を受け改正予定) 保育所等に入所できない場合、配偶者が負傷・疾病等により子の養育が困難になった場合 など	

## 2 国家公務員の育児休業等について定めた人事院規則の一部改正に伴う条例改正

人事院規則の一部改正（H29.4.1 施行）に伴い、国家公務員が

- (ア) 再度の育児休業
- (イ) 育児休業の期間の再度の延長
- (ウ) 育児短時間勤務の終了後1年を経過せずに再度の育児短時間勤務

をすることができる場合の要件（特別の事情）に、従来は運用で認められていた「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」（=いわゆる待機児童となった場合）が追加（明文化）されました。

本県においては、「滋賀県職員の育児休業等に関する条例」の中で同様の要件（特別の事情）を定めており、人事院規則の一部改正に準じて追加（明文化）するものです。

地方公務員の育児休業等に関する法律	条例で定める特別の事情がある場合	条例で定める特別の事情 (第3条、第4条、第11条)
(ア) 育児休業は原則として1回に限定	再度の育児休業が可能	[共通] ①配偶者が負傷・疾病により入院したこと ②配偶者と別居したこと ③育児休業の終了時等に予測することができなかつた事実が生じたこと 等 により、育児休業等をしなければ子の養育に著しい支障が生じること  今回の条例改正により追加
(イ) 育児休業の延長は原則として1回に限定	育児休業期間の再延長が可能	
(ウ) 再度の育児短時間勤務は育児短時間勤務終了後1年の経過が必要	育児短時間勤務終了後1年を経過せずに再度の育児短時間勤務が可能	「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」

## 3 条例施行日

公布日から施行

滋賀県職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

第1条 省略	新
(育児休業をすることができない職員)	
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 第1条 省略 (育児休業をすることができない職員)
(1)～(3) 省略	第2条 第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員	(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
(ア) 省略	(ア) 省略
(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の2第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了する（場合にあつては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員	(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあつては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかな非常勤職員
(カ) 省略	(カ) 省略
イおよびウ 省略	イおよびウ 省略
第2条の2 省略	第2条の2 省略 (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 省略

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日ににおいて当該子を養育するために育児休業その他の法律の規定による育児休業（以下この条および次条において「地方等育児休業」という。）をしようとする場合（当該非常勤職員が当該子について育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合または当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされたり起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項および第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日よりであるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合には、当該末日とされた

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 省略

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日ににおいて当該子を養育するために育児休業その他の法律の規定による育児休業（以下この条および次条において「地方等育児休業」という。）をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合または当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされたり起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項および第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 同左

日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいづれかの日)の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいづれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために必要と認められる場合として 人事委員会規則で定める場合に該当する場合

(追加)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後

の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいづれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

#### 第2条の5 省略

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1)～(5) 省略
- (6) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることに規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条

となつたこと。

第6項に規定する認定ごども園または児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行つてはいるが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) 省略

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。

第5条～第10条 省略

(育児短時間勤務の終了日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つてはいるが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。

第5条～第10条 省略

(育児短時間勤務の終了日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の

事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 省略

(7) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

第12条以下 省略

事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) 省略

(7) 配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行つているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができるなかつた事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。

第12条以下 省略